

第30回 浜田市農業委員会総会会議事録

日時：令和5年7月26日（水）9：30～10：50

場所：浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】（12名）

1番 原田 義一    2番 三浦 寿紀    3番 佐々木京子    6番 野上 省三    10番 宮崎 龍生  
11番 玉田 一    13番 大崎 健太    14番 中田 善喜    15番 林 秀司    16番 佐々森義見  
17番 渡辺 弘之    18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（18名）

1番 前田 正典    2番 徳田マスエ    3番 永見 繁廣    4番 小谷 保雄    5番 小川 明人  
6番 領家 悟    8番 岡本 正文    9番 藤若 裕香    10番 橋本 安延    11番 串崎 美之  
12番 小松原常雄    13番 渡邊 弘登    14番 河野 恒弘    14番 近重 邦昭    16番 田村 邦磨  
17番 岡田 勝    18番 大谷 数義    19番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（6名）

4番 柿元 信次    5番 川本 聖光    7番 岡本 健治    8番 青葉 真    9番 河崎 健  
12番 高橋 伸幸

【農地利用最適化推進委員】（0名）

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 報告

公共事業による廃土処理届出について（1件）

農地利用目的変更届について（1件）

(3) 議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（27件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

議第4号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（4件）

議第5号 農業経営基盤強化促進基本構想（案）について

(4) その他

令和5年7月26日

浜田市農業委員会  
会長 原田 義一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課：山本農業振興係長、松本事務員

産業経済部農林業支援センター：兒島普及支援係長

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

事務局長      それでは、ただいまから第30回浜田市農業委員会総会を開催いたします。はじめに原田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長      おはようございます。ただいまから第30回浜田市農業委員会総会を開催いたします。非常に暑い日が続いておりますが、今後どうなるか、野菜等につきましても日照りが続き日焼けしたような野菜ができており、水のないところは大変な状況になっております。1日も早く被害のない程度に雨が降ることを願っております。それでは、事務局より浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

事務局長      本日、欠席の届け出の報告がありました農業委員は、4番柿元委員、5番川本委員、7番岡本委員、8番青葉委員、9番河崎委員、12番高橋委員、以上6名の方から欠席の届出がありました。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立しております。また、早退の農業委員は2番三浦委員、11番玉田委員から早退の届出が出ております。

議 長      それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、原田会長にお願いいたします。

議 長      本総会は成立しておりますので、ただいまから第30回総会を開催いたします。浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。14番中田委員、15番林委員を指名いたします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。

事務局      それでは、議事「報告」に入ります。報告事項は、公共事業による廃土処理届出が1件、農地利用目的変更届が1件です。事務局の説明をお願いいたします。

事務局      内容は、事前に配布しました議案のとおりです。報告事項は、資料をご覧ください。

事務局      公共事業による廃土処理届出「1号」について説明します。資料をご覧ください。届出は、旭町丸原の田、現況原野、4筆、6,436㎡です。内容は、今市児童クラブ建設の外構工事に伴う廃土410㎡を現地から近く経済的な届出地に廃土するものです。期間は、令和5年7月31日～令和6年3月31日予定で、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように、必要に応じて対策を講じることとしております。廃土後は、土地所有者へ返還することとなっております。

事務局      続きまして、農地利用目的変更届「1号」について説明いたします。資料をご覧ください。届出は、三階町の田、2筆、2,564㎡です。申請地は、農用地区域内農地です。この届出は、土木工事で発生した残土を利用し、該当農地を埋立、畑として野菜を栽培される予定です。なお、条件として「隣接者等より異議支障が出た場合には、届出者において一切責任を持ち解決すること」と届出に記載しており、指導しております。

事務局      事前質問がありました。土地所有者の年齢、後継者の有無についてです。公共事業による廃土処理届について、年齢は約70歳、後継者は農業をされています。農地利用目的変更届について、年齢は60歳代前半、後継者等も農業をされる予定です。以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長      以上で報告が終わりました。この件につきまして、事前質問を含めまして皆様から何かありましたらお願いします。

議 長      無いようですので、続きまして、議事・議案に入ります。

議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第8条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められています。

農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は、27件、77筆、140,774 m<sup>2</sup>で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。

公告期間は、令和5年7月28日から令和5年8月10日までの14日間、開始日を令和5年8月1日以降とされています。

事前質問がありました。

上今明どろんこアグリ一営農組合の経営で従業員数、生産物、借地で生産する作物についてです。従業員数は5～6名、生産物はコシヒカリ、黒・白大豆、一部でこうぞです。借地で生産する作物は、こうぞの予定です。以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

岡田推進委員

知識がないのでお聞きするのですが、借地でこうぞをされるということで、3年間の借地ですが、終わってみてこうぞの根っこは簡単に撤去できるものですかね。その辺がちょっと分からないので教えていただきたいのですが。

議長

事務局をお願いします。

事務局

農業振興係から上がってきているのですが、このものについては、地権者に聞いてご連絡させていただきたいと思います。

議長

このこうぞをですね、穂出町の和田集落で7～8畝くらい長い間、作っておられましたが、このたび根を掘ってきれいにしておられますので、簡単というわけではないですが、そう難しくもないのではと思います。根を掘って全部上げておられます。

岡田委員

大変な作業だと、私は思うのですよね。実は家内の実家の方で、以前こうぞを作るので貸してほしいということで、もう実家はないのですが、その土地の毎年草を刈るのに根が残っているのでこうぞの木を切らないといけない。そういう状況があるので、3年間の使用期間でその後はどういうふうにするのかなあと考えてお聞きしました。

議長

そのほか何かご意見ご質問はありませんか。

無いようですので採決に入ります。集積計画は、農業委員、推進員の決議をお願いいたします。農用地利用集積計画について、原案どおり承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手 全委員 ～

議長

挙手、全委員です。承認といたします。

続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、5件です。

事務局の説明をお願いします。

事務局

農業の健全な発展に寄与することを目的する農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地法に基づく「農地の所有権移転や農地の転用」などについて審議をお願いいたします。農地法第3条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。「農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。

資料をご覧ください。1件目の10号について説明します。場所は、市営長浜西住宅から約300m北の長浜8-2町内です。申請は、長浜町の畑、1筆、292㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、高齢で耕作ができないため。譲受事由は、現在、耕作しているので引き受けたい。近隣農家との関係については、現在も耕作しており、支障はないと思われる。と申請されています。

2件目の11号について説明します。申請は、田橋町の田、1筆、1,602㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、高齢で市街に在住し、耕作困難譲受事由は、規模拡大。該当農地は不整形(形が悪い)ではあるが、居住地に近いので、荒廃防止のため取得し耕作する。近隣農家との関係については、3年位前から頼まれて耕作している。今後も周囲に影響がないよう耕作する。と申請されています。

3件目の12号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町長田の田、1筆、2,272㎡で、無償の所有権移転です。譲渡事由は、県外に在住、耕作困難なため。譲受事由は、住居に近く、規模拡大、水稻を作付け予定。近隣農家との関係については、周囲に影響が及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。と申請されています。

4件目の13号について説明します。資料をご覧ください。申請は、国分町の畑、1筆、270㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、耕作する意思なし。荒廃させないため譲渡。譲受事由は、前から依頼により草刈り、譲渡後は野菜等を栽培。近隣農家との関係については、影響なし。と申請されています。

5件目の14号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町追原の畑、2筆、374.82㎡で、無償の所有権移転です。譲渡事由は、高齢であり、遠隔地に居住しており耕作できないため。譲受事由は、居住地に隣接した農地であり、耕作放棄される農地に野菜を栽培予定。と申請されています。近隣農家との関係については、現在も譲受人が畑として耕作しており、支障はない。今後も周囲に影響がないよう耕作する。と申請されています。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。  
10号につきまして、前田委員お願いします。

前田委員

7月11日に事務局、原田会長と私の4名で現地を確認しましたが、異常はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

続きまして、11号につきまして、3番の佐々木委員もしくは永見委員、お願いします。

永見委員

11日に事務局の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおり、3年前から利用権設定をされて耕作されておられますので、これが一番最善の方法ではないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 12号につきましては、9番の藤若委員、お願いします。

藤若委員 先日、河崎委員と一緒に事務局の方と確認いたしました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 13号につきましては、14番の中田委員もしくは河野委員、お願いします。

中田委員 当日、担当委員と事務局と現地確認を行いました。特に問題はないと思われまので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、14号につきましては、7番の小谷委員お願いします。

小谷委員 11日に岡本農業委員さんと事務局とで現地の調査を行いました。全て説明のありましたとおり、本人さんが現在耕作されておられますので問題はないと思いますのでお願いします。

議長 以上、補足説明を含め説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。三浦委員。

三浦委員 14号についてお聞きします。議案の差し替えで、以前は田んぼとありましたが、実際は畑だったんですね。そういう理解で良いですね。

事務局 はい、地目も畑、現況も畑となっております。

議長 そのほかありますか。

宮崎委員 14号の農地台帳に畑、公共用地とありますが、これはどういう意味ですか。

事務局長 これは、過去に公共用地として利用された、または一部公共用地になっているためにこういった記載があるようです。資産税課に確認をとりましたが、これは変わったから変更できるものではなくて、本人からの申し出や市からのお願いによって変更になるもののようなので、ご理解いただければと思います。

宮崎委員 公共用地でこんないいかげんなことでいいのでしょうか。

事務局 いわれるとおりのと思いますが、それを全て確認できるものではないですし、かなりの数の筆数があると思いますので、費用、労力もかかりますし、申し訳ありませんがご理解をお願いします。

宮崎委員 言われることは分かりますが、慣習的にやるのはどうなのか。どっかでけじめをつけてきちんとやるべきではないかと個人的には思います。

事務局 資産税、所有者、その土地を使っている担当課へも相談をしておきたいと思います。

佐々木委員 今の質問に対して、全部するのは難しいとの回答でしたが、こうやって出てきた時にひとつづつでも修正したらいいのではと思います。また、ここは道路ですが所有者が提供されたのかと思いますが、質問が出た以上、一つずつ解決されたら

片付いていくのかなあと思います。

宮崎委員 図面には道が通っていますが、どう解釈するのですか。帳簿上はどうなるのですか。

事務局 資料にもありますように、現況は畑と公共用地というようになっております。地籍調査等で区分できればいいのですが、今はできておりません。これについては公共用地と畑が1筆となっております。どうしてもということで、農地パトロールの結果を持って行ってという方法もあるかもしれませんが、それで変更できるかという問題もあります。

三浦委員 総会の後に農地パトロールの説明があると聞いたのですが、今の説明だと農地パトロールの有効性がないということが分かりました。では、農地パトロールの意味があるのでしょうか。

事務局長 農地パトロールについては、この後の農地パトロールで説明していきますのでお願いします。

議長 他にありますか。  
無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 多数 ～

議長 大多数の方が挙手されましたので、承認といたします。  
続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。この「農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。

資料をご覧ください。農地法第5条申請の1件目の8号について説明します。申請は、殿町の畑、1筆、304㎡です。転用目的は、個人住宅で貸家住まいのため、自己の居宅を建築したい。という申請です。被害の防止対策等については、埋立土砂が流失し周囲の農地に影響が出ないようにコンクリートブロック土留など被害防除対策には万全を期す。生活雑排水は合併浄化槽を経由し、また雨水は近接する市道側溝へ放流するので周辺への影響はない。万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任を持って対処する。農業公共投資の対象となっていない住宅化が進んでいる生産性の低い第3種農地で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当する農地として許可相当と判断しました。

2件目の9号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町追原の畑、1筆、208㎡で、無償の所有権移転です。転用目的は、個人住宅で、昭和23年～昭和41年月日不詳にかけて、既に居宅等を建築しておられ、顛末書を添付されています。被害の防止対策等については、生活排水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水しているので周辺への影響はない。万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処すると、申請されています。申請地は、

農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地と判断で、農地法第4条第6項の制限に該当しない農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きます。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。8号につきまして、19番の長野委員をお願いします。

長野委員 先日、現地を確認しました。場所につきましては、現在の所有者の方が土地を管理して草もきれいに刈っておられたような状況です。道路側溝が近くにあり、雨水等はそれをつたって処理をすること確認したところです。以上です。

議長 続きます。9号につきまして、7番の小谷委員をお願いします。

小谷委員 先ほど説明のありました保養センターの後ろの申請地ですが、事務局から説明があったとおりです。よろしくお願いします。

議長 その他、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いします。ありませんか。  
無いようですので、採決に入ります。「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 全委員 ～

議長 挙手、全委員です。承認いたします。  
続きます。議第4号、転用統制外証明願（非農地証明願）は、4件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法施行の昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの自然災害により被災、埋まってしまったもの浜田市農業委員会においては、自然荒廃や耕作放棄により長期間放置（概ね20年程度）し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付しております。資料をご覧ください。転用統制外証明願の12号について説明します。申請は、久代町の畑、3筆、1,151㎡です。昭和60年秋以降耕作放棄、現況山林となっている農地で、現地確認等により農地として再生することは困難な農地として証明可能と判断いたしました。

転用統制外証明願の13号について説明します。資料をご覧ください。申請は、折居町の畑、1筆、1,021㎡です。長期間、耕作放棄現況原野となっている農地で、現地確認等により農地として再生することは困難な農地として証明可能と判断いたしました。

転用統制外証明願の14号について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町下古和の畑、1筆、1,626㎡です。申請地は、昭和60年頃から耕作放棄、現況山林となっている農地で、現地確認等により農地として再生することは困難な農地として証明可能と判断いたしました。

転用統制外証明願の15号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町長田の田畑、5筆、2,484㎡です。申請地は平成10年頃より耕作放棄、現況原野となっている農地で、現地確認等により農地として再生することは困難な

農地として証明可能と判断いたしました。

事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 12号につきまして、14番 中田委員 もしくは河野委員、補足説明がありましたらお願いします。

中田委員 先般、事務局及び推進委員らと現地確認を行いました。写真のとおりかざらに相当はびこっておりまして、原野として認めざるを得ない状況で、農地には復元できない状況です。よろしく願いいたします。

議長 13号につきまして、1番の前田委員、補足説明をお願いします。

前田委員 7月11日、現地確認を行いました。現地に行くまでも、木が生えたり、草が生えたりしているような状況でした。現地についても農地の再生はできない状況でした。

議長 14号につきまして、6番の野上委員もしくは領家委員、補足説明をお願いします。

野上委員 地主さんが以前、住んでおられましたが、出られた後も草をたまには刈っておられましたが、現況は山になっていますので農地への復元は不可能かなと思います。

議長 15号につきまして、9番の藤若委員、補足説明がありましたらお願いします。

藤若委員 確認しましたところ、木が生えているような状況で再生困難と思いますので、作物を作ることは困難だと思います。

議長 以上で説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。はい、玉田委員。

玉田委員 訂正をしていただきたいのですが、差し替えた資料の転用統制外証明願の14号ですが、「令和元年10月頃から耕作放棄地」となっていますが、令和元年10月頃からはおかしいと思いますので、「耕作放棄地」とした方がいいのではないのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。そのように訂正させていただきます。

議長 そのほかありますか。

無いようですので、採決に入ります。議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 全委員 ～

議長 挙手、 全委員です。承認といたします。

議長 続きまして、議第4号、農業経営基盤強化促進基本構想（案）について、浜田

市より意見を求められています。農林振興課より説明をお願いします。

農業振興係長、  
農林業支援センター普及支援係長

農業経営基盤強化促進基本構想（案）について、説明させていただきます。事前に配布しております資料と本日お配りしました資料をご覧ください。今回の基本構想が令和5年9月と記載されておりますが、前回は平成26年の9月に策定しております。そこからの変更内容を中心に説明させていただきます。まず、農業経営基盤強化促進基本構想とは何かといいますと島根県が策定する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、地域の実情を踏まえて、農業経営の基盤を強化し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するための目標や方策等について定めたものでございます。

基本構想の変更の背景でございますが、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、島根県が基本方針を変更しましたので、それに基づいて基本構想を変更するものでございます。

次に基本構想の主な変更事項ですが、「効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び確保・育成」の（1）効率的かつ安定的な農業経営の基本水準のところですが、こちらの表にあります目標年次につきまして、島根県の目標方針が10年後の目標に併せて令和15年にしております。農業経営の指標は年間所得を概ね360万円、年間労働時間を概ね2,000時間としております。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標の年間所得は概ね280万円、年間労働時間は概ね2,000時間としております。

続いて、経営累計ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を資料に記載しております。

続いて、農用地の利用の集積に関する目標として認定農業者等の地域における農用地の集積率の表を概ね50%としておりまして、こちらは平成26年度9月から変更はありません。

次に、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項と地域計画推進事業に関する事項について、この度の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして追加しております。

その他、法改正に伴う利用権設定等促進事業に関する事項や農用地利用集積円滑化事業に関する事項について削除しておりますが、利用権設定については、前回の農業委員会総会でも説明したとおり、令和7年3月31日までは経過措置として利用でき、契約期間満了までは有効であります。また、農用地利用集積円滑化事業についても契約期間満了まで有効なことから、資料の終わりに根拠法令を記載しております。

最後に基本構想変更のスケジュールですが、この度の7月の農業委員会、JA、再生協への意見照会の後に、島根県と協議しまして、協議が整いましたら9月上旬に公告する予定としております。

事前に質問がありました「経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に収支金額が表示されない理由」という質問ですが、この指標は、管内の経営改善に取り組んでいる認定農業者さんを参考に経営規模や生産方式等を記載し、営農計画を立てる際の参考にしていただくもので、個別の収支については、記載していません。新たな農業経営体に取り組む場合には、これらの経営規模を参考にしまして農林業支援センターと資材確保等々、販売額を考慮して、関係機関と協議しながら経営改善計画を作成していくということになります。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。

大崎委員 資料に農業相談でUターンIターンを含むとありますが、地元就農して、地元の者が頑張ろうという時に、自分も浜田に住んで農業を始めたのですが、Uターン者ばかりを支援しようというのはおかしいと思うのですが、何年経っても変わらないのですかね。

農林業支援センター普及支援係長 ここに書いてあります、Uターンを含むというのは、Uターン者限定で行っているものではないし、島根に帰って農業をしたい方に特別の支援はあるのですが、機械支援ですとか、認定新規就農者の支援はUターン関係なく行っておりますので、そのように言うておきたいと思います。

大崎委員 いつもそのように言いますが、できれば浜田にいる人を育てた方がいいと思いますので、できれば変えて欲しいです。

農林業支援センター普及支援係長 我々としても、地元の方とか、地元出身者のかたに農業をしていただいた方が熱い思いでやっていただけると思っておりますので、そういった方がおられましたら積極的に受け入れたいと思っております。今、農大と話をさせていただいておまして、農大の卒業生を積極的に勧誘していきたいと思っておりますので、そういった際にはまたご協力いただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 その他ありますか。三浦委員。

三浦委員 資料に施設野菜のモデルがありますが、主たる従事者1人、雇用労働者ありとあるのですが、家族経営協定の提携によりとありますので複数の従事者なのだと思いますが、先ほどの指標だと360万円収入の目標がありますが、これだと従業者1人であれば楽にクリアするのでしょうか、家族であればクリアなのかもですが、家族経営協定という表現が妥当なのか分かりません。

農林業支援センター普及支援係長 主たる従事者の考え方ですが、県の方にも確認しておりますが、基本的には個人経営者の場合には主たる従事者は1人、家族の方がおられましたら補助従事者という言い方がいいかはわかりませんが、主たる従事者はあくまで経営者が1人、雇用労働者ありという表現をしております。法人の場合になりますと、役員等がおられましたらそちらが主たる従事者が増えるということになります。今、浜田市の整理としましては、個人の経営者は主たる従事者は1人という整理をしております。

議 長 他にありますか。

無いようですので、採決に入ります。議第4号、農業経営基盤強化促進基本構想(案)について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手、多数 ～

議 長 挙手、多数ですので、承認といたします。

議題は以上であります。その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

大崎委員 TEGOネットだよりを見ました。オーガニックビレッジ宣言が始まって、6月13日に弥栄町の〇〇さんでコンポストを利用して野菜と魚をミック

スして肥料にする内容でした。浜田の野菜のカスは〇〇さんですと書いてあるのですが、魚のカスは、漁協等お魚センター周りでもらってくるのですが、なぜ〇〇さんでやっているか意味がわからないので、教えて欲しい。〇〇さんでのごとこでやるのだったら他の農業者もたくさんおられます。どうしても市でやるのだったら市で適当に施設を作ってやるのが普通かと思えますし、このチラシの意味がわからないので、その辺はどういう考えでオーガニックビレッジ宣言を市長がしてるのか教えて欲しいです。

農林業支援センター普及支援係長

〇さんでのごとこ

ご質問ありがとうございます。TEGOネットで載せているのは、浜田市がオーガニックビレッジ宣言を4月に行いました。その事業の一環で、地域循環型有機質堆肥事業というのを今年度、試験的に行っているところです。今、〇〇さんでのごとこに仮設でヤンマーさんからコンポスター、堆肥を作る機械を置かしていただいております。有機野菜を出荷調整する時に出る残渣と浜田市の漁港にある加工業者さんから出てくる魚のアラを混ぜて、肥料を作り、山から出たもので海から出た残渣を、再び山にかえす。そういったエネルギーの循環を浜田市の中で作れないかなというところの試作を今回掲載をしたものです。今〇〇さんでやらせていただいたのは、たちまち野菜の残渣を出していただけるとこと、機械を設置の作業をご協力いただけるということで、今回試験的にやらせていただいたもので、ずっと〇〇さんでやらしていただくというものではないです。今回できた試料を今、島根大学の方で成分分析をしていただいて、野菜50%で魚50%を足したものについては、油かすと同等ぐらいの肥料の効果があるということを確認していただきました。どうやって今後作っていくのかとか、また今後どこに機械を置くのかところは今の段階で決まってません。こういった結果も踏まえて、野菜の農家さんのところがいいのか、水産加工業者さんがいいのか、給食センター等がいいのかは、今後いただいた意見を踏まえて検討していきたいと思っております。今後、浜田市として心配しているのが化学肥料がどんどん高騰したり、また輸入ができなくなる時に農業関連がストップしてしまう未来もあながち嘘でもないのではないかと感じています。全部を化学肥料をやめるということではなくて、一部を有機肥料等に置き換えたり、できるだけバランス良く、リスク分散しながら農業が続けられるという体制に持って行きたいところも今回のオーガニックビレッジの趣旨です。またいろいろご意見をいただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

はい。大崎委員よろしいですか。

大崎委員

オーガニックビレッジ宣言ばかり先に立って、どう動くのかというのは自分らの農業者末端にわからない。弥栄でハウスを多く建てて、オーガニック、無農薬と言うのは虫がハウスの中で作るとつきにくいのだろうけど、結局それが安全であるかも、わからないような感じがするし、そちらの方向へ走ったら、一般露地野菜をしている農家は何をしていいのかわからない。我々は露地野菜でやっているが、ハウスが20年30年経った時にその継続できるものなのかわからないし、その辺をきちんと計画しないと、大変なことになる。ハウス野菜に力を入れて行きたいという方向であれば、自分たちも露地野菜をやめる。やめて、作らないとその分、農地は荒れるが、市の方で考えてください。以上です。

議長

その他何かご意見等ございませんでしょうか。

三浦委員

今、大崎委員さんが述べられましたことに関してですが、先ほど農林業支援センターの方が、地域循環型農業、資源の循環ということキーワードで言われました。有機農業に関して、法律に書いてある定義ですが自然循環機能を維持するという表現です。資源の循環ではない。自然循環という表現です。ですから、浜田市がされようとしてるオーガニックビレッジっていうものが、そもそも有機農業の定義からずれてる。私は、このことを地域協議会において、浜田市長さんに浜田市は王道を行きませんか。定義を守る、と伝えました。今は、大崎委員さんが言われましたが、ハウス栽培という不自然な環境でされてます。虫は、入ってくるな、これは自然循環ではないのですよ。今から研究もされるのでしようが、今始まったばかりです。地域循環型農業を自然循環機能を維持する農業っていう表現に、浜田市は改めていただきたいというふうに思います。

議長

今の質問に対するコメントございましたらお願いいたします。

農林業支援センター普及支援係長

ご意見ありがとうございます。我々も不勉強なところがたくさんありますで、いろいろ教えていただきながら進めさせていただきたいと思っております。一番皆さんに誤解をしていただきたくないのが、オーガニックビレッジ宣言をしたから、慣行農業はもうほっとくのだから、そういう話では全くございませんので。あくまで皆さんが安定的に農業を進めて、これからも継続していただくために、どういう手段をとった方がいいのかという選択肢の中に、有機農業があるということです。ハウス栽培だけすればいいのかということも、現在ハウスの価格が非常に高騰してしまっていて、数年前、もう五、六年前に比べても、2倍ぐらいの、経費がかかっていることも生産者にお聞きしていますので、今ハウス栽培も広げにくい現状があります。そういった中にまた露地で有機ができないかという実証をさせていただいていますし、できるだけ皆さんが取り組みやすい方法を市も一緒になって考えながら、それを実践していただく。そういうことで浜田市の農業をできるだけ続けていきたいという思いですので、敵対関係を煽ってるわけではございません。できるだけ皆さんに利益のある農業を我々も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

三浦委員

提案です。島根県立大学の准教授が3年前からこの自然循環機能を維持する農法を実践されています。ぜひ浜田市は、参考にされたりとか、実践者に習うことをお願いしたいと思えます。

農林業支援センター普及支援係長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

議長

その他ございますでしょうか。

事務局

先ほどの議第1号、農用地利用集積計画の策定についての中で質問のありましたこうぞの関係ですが、電話確認を行いました。農地を返される場合には、根っこをすべて取り除いて、返却する予定ということです。質問をありがとうございました。

議長

その他ございませんでしょうか。  
無いようですので、以上をもちまして、第30回の総会を終了させていただきます。

議 長

その他、ご意見等、無いようですので、以上を持ちまして、第30回総会を終了  
します。

終了 午前10時50分